

第8回 第2次振興計画町民検討会議次第

日時：平成22年2月10日（水）午後7時～

場所：高田庁舎 第3会議室

1 開 会

2 協議事項

(1) わがまちの財政状況について

(2) 座長・副座長の選出について

3 その他

次回の町民検討会議

日 時：平成22年2月24日（水）午後7時～9時

場 所：役場高田庁舎 第3会議室

テーマ：人口推計、土地利用構想について（予定）

4 閉 会

財政指標比較(平成20年度決算から)

区 分	会津美里町	会津若松市	会津坂下町	南会津町	県平均
経常収支比率	85.5%	90.6%	95.7%	92.1%	88.4%
財政力指数	0.29	0.68	0.38	0.26	0.51
実質公債費比率	15.4%	18.9%	20.5%	17.6%	14.30%
将来負担比率	139.2%	141.7%	219.5%	102.0%	100.4%
財政調整基金現在高	1,072,070千円	664,516千円	16,665千円	564,622千円	1,100,525千円
対標準財規模比率	14.1%	2.4%	0.4%	6.4%	12.9%

☆ 財政を取り巻く環境(平成27年度を見越して)

- ① 地方交付制度の見直しや、合併算定替終了(平成28年度から一本算定へ移行)等による一般財源の変動が予想される。
- ② 町人口(生産年齢人口)の減少による税収の減。
- ③ 高齢社会の進展による行政経費の増(扶助費、医療費など)
- ④ 公共施設の維持費の増

☆ 財政運営の現状

- ① 町村合併による財源措置及び人件費の削減、財政規律の設定等により財政状況は確実に改善されつつある。
- ② しかし、財政の硬直化、公債費に係る比率は依然として高く、構造的な問題として財政状況は厳しい。
- ③ 特に、財政力指数については、会津若松市、会津坂下町と比し、大きな開きがあり、税収等の自主財源が少ない。

☆ 財政運営の課題

- ① 将来に負担を残さず、町民の付託に応え、効率的で安定した良質のサービスを継続的に提供するための財政運営が求められている。
- ② そのためには、経済基盤の確立による所得の向上や収納率の向上による自主財源の確保、
- ③ 定員適正化や事務事業の改革改善による経費の節減、優先順位を付した財源の効率的、効果的な配分、
- ④ 中期的財政計画による健全な財政運営管理、財政状況の公表等に積極的に取り組む必要がある。

(別紙)

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等一覧(速報)

(単位:%)

(1)健全化判断比率

市町村	比率	健全化判断比率									
		実質赤字比率 (財政再生基準 20%)		連結実質赤字比率 (財政再生基準 40%)		実質公債費比率 (早期健全化基準 25%) (財政再生基準 35%)			将来負担比率 (早期健全化基準 350%)		
		比率	早期健全化基準	比率	早期健全化基準	比率	前年度比率	増減率	比率	前年度比率	増減率
1	福島市	-	11.25	-	16.25	7.8	7.6	0.2	50.5	42.7	7.8
2	会津若松市	-	11.89	-	16.89	18.9	19.1	▲ 0.2	141.7	149.5	▲ 7.8
3	郡山市	-	11.25	-	16.25	11.1	11.6	▲ 0.5	43.7	58.9	▲ 15.2
4	いわき市	-	11.25	-	16.25	11.4	10.6	0.8	111.8	120.3	▲ 8.5
5	白河市	-	12.67	-	17.67	22.3	23.6	▲ 1.3	186.8	208.1	▲ 21.3
6	須賀川市	-	12.60	-	17.60	10.8	10.8	0.0	74.2	109.5	▲ 35.3
7	喜多方市	-	12.71	-	17.71	20.1	20.9	▲ 0.8	162.4	184.9	▲ 22.5
8	相馬市	-	13.56	-	18.56	23.2	22.5	0.7	245.1	267.4	▲ 22.3
9	二本松市	-	12.66	-	17.66	19.6	18.9	0.7	168.2	188.0	▲ 19.8
10	田村市	-	12.89	-	17.89	13.1	13.4	▲ 0.3	125.3	132.5	▲ 7.2
11	南相馬市	-	12.60	-	17.60	16.7	16.0	0.7	129.3	146.8	▲ 17.5
12	伊達市	-	12.64	-	17.64	15.5	15.9	▲ 0.4	148.1	162.5	▲ 14.4
13	本宮市	-	13.80	-	18.80	21.7	21.5	0.2	225.1	240.0	▲ 14.9
14	桑折町	-	15.00	-	20.00	13.8	13.1	0.7	167.2	150.4	16.8
15	国見町	-	15.00	-	20.00	18.7	17.5	1.2	126.6	149.1	▲ 22.5
16	川俣町	-	15.00	-	20.00	11.8	13.0	▲ 1.2	80.8	96.4	▲ 15.6
17	大玉村	-	15.00	-	20.00	15.0	15.6	▲ 0.6	83.0	87.8	▲ 4.8
18	鏡石町	-	15.00	-	20.00	21.5	21.8	▲ 0.3	146.5	187.3	▲ 40.8
19	天栄村	-	15.00	-	20.00	12.9	13.5	▲ 0.6	105.7	132.0	▲ 26.3
20	下郷町	-	15.00	-	20.00	11.4	12.0	▲ 0.6	38.7	62.9	▲ 24.2
21	檜枝岐村	-	15.00	-	20.00	8.3	7.6	0.7	-	-	-
22	只見町	-	15.00	-	20.00	11.3	12.8	▲ 1.5	26.1	16.1	10.0
23	南会津町	-	13.56	-	18.56	17.6	18.7	▲ 1.1	102.0	117.6	▲ 15.6
24	北塩原村	-	15.00	-	20.00	16.6	17.7	▲ 1.1	126.5	157.8	▲ 31.3
25	西会津町	-	15.00	-	20.00	17.6	18.2	▲ 0.6	186.1	202.9	▲ 16.8
26	磐梯町	-	15.00	-	20.00	4.9	3.6	1.3	112.6	116.1	▲ 3.5
27	猪苗代町	-	14.96	-	19.96	18.3	18.0	0.3	150.8	142.0	8.8
28	会津坂下町	-	15.00	-	20.00	20.5	21.3	▲ 0.8	219.5	234.7	▲ 15.2
29	湯川村	-	15.00	-	20.00	10.7	11.2	▲ 0.5	77.3	36.9	▲ 19.6
30	柳津町	-	15.00	-	20.00	14.0	13.9	0.1	38.5	51.2	▲ 12.7
31	三島町	-	15.00	-	20.00	17.8	18.5	▲ 0.7	68.7	103.8	▲ 35.1
32	金山町	-	15.00	-	20.00	18.7	20.7	▲ 2.0	55.7	82.3	▲ 26.6
33	昭和村	-	15.00	-	20.00	13.5	15.1	▲ 1.6	-	10.6	▲ 10.6
34	会津美里町	-	13.87	-	18.87	15.4	16.8	▲ 1.4	139.2	158.6	▲ 19.4
35	西郷村	-	13.61	-	18.61	13.5	14.4	▲ 0.9	29.2	53.0	▲ 23.8
36	泉崎村	-	15.00	-	20.00	23.2	26.3	▲ 3.1	143.7	151.3	▲ 7.6
37	中島村	-	15.00	-	20.00	17.2	14.6	2.6	55.0	67.9	▲ 12.9
38	矢吹町	-	15.00	-	20.00	22.8	24.9	▲ 2.1	152.4	185.3	▲ 32.9
39	棚倉町	-	15.00	-	20.00	18.8	16.9	1.9	113.6	117.9	▲ 4.3
40	矢祭町	-	15.00	-	20.00	15.8	19.8	▲ 4.0	21.7	44.2	▲ 22.5
41	塙町	-	15.00	-	20.00	13.2	13.8	▲ 0.6	75.2	86.5	▲ 11.3
42	鮫川村	-	15.00	-	20.00	12.0	13.0	▲ 1.0	33.8	52.1	▲ 18.3
43	石川町	-	15.00	-	20.00	20.5	22.5	▲ 2.0	90.8	108.7	▲ 17.9
44	玉川村	-	15.00	-	20.00	22.2	22.8	▲ 0.6	148.3	160.9	▲ 12.6
45	平田村	-	15.00	-	20.00	19.4	19.9	▲ 0.5	142.7	145.9	▲ 3.2
46	浅川町	-	15.00	-	20.00	17.0	16.8	0.2	96.4	106.9	▲ 10.5
47	古殿町	-	15.00	-	20.00	9.2	9.6	▲ 0.4	-	0.8	-
48	三春町	-	15.00	-	20.00	20.0	21.1	▲ 1.1	207.1	218.0	▲ 10.9
49	小野町	-	15.00	-	20.00	17.9	17.9	0.0	39.9	62.9	▲ 23.0
50	広野町	-	15.00	-	20.00	13.9	12.0	1.9	64.0	55.2	8.8
51	楢葉町	-	15.00	-	20.00	11.0	11.0	0.0	-	7.6	-
52	富岡町	-	15.00	-	20.00	17.3	17.9	▲ 0.6	80.1	109.1	▲ 29.0
53	川内村	-	15.00	-	20.00	10.4	10.7	▲ 0.3	-	2.4	-
54	大熊町	-	15.00	-	20.00	1.8	3.9	▲ 2.1	-	-	-
55	双葉町	-	15.00	-	20.00	29.4	30.1	▲ 0.7	160.0	207.3	▲ 47.3
56	浪江町	-	14.97	-	19.97	19.6	19.1	0.5	109.5	114.1	▲ 4.6
57	葛尾村	-	15.00	-	20.00	15.9	16.8	▲ 0.9	11.0	27.8	▲ 16.8
58	新地町	-	15.00	-	20.00	14.3	14.8	▲ 0.5	83.7	94.5	▲ 10.8
59	飯館村	-	15.00	-	20.00	10.2	9.9	0.3	35.6	44.5	▲ 8.9
県内市町村平均(加重)		-	-	-	-	14.3	14.5	▲ 0.2	100.4	113.4	▲ 13.0

(備考)

1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、比率の欄に「-」と記載しています。

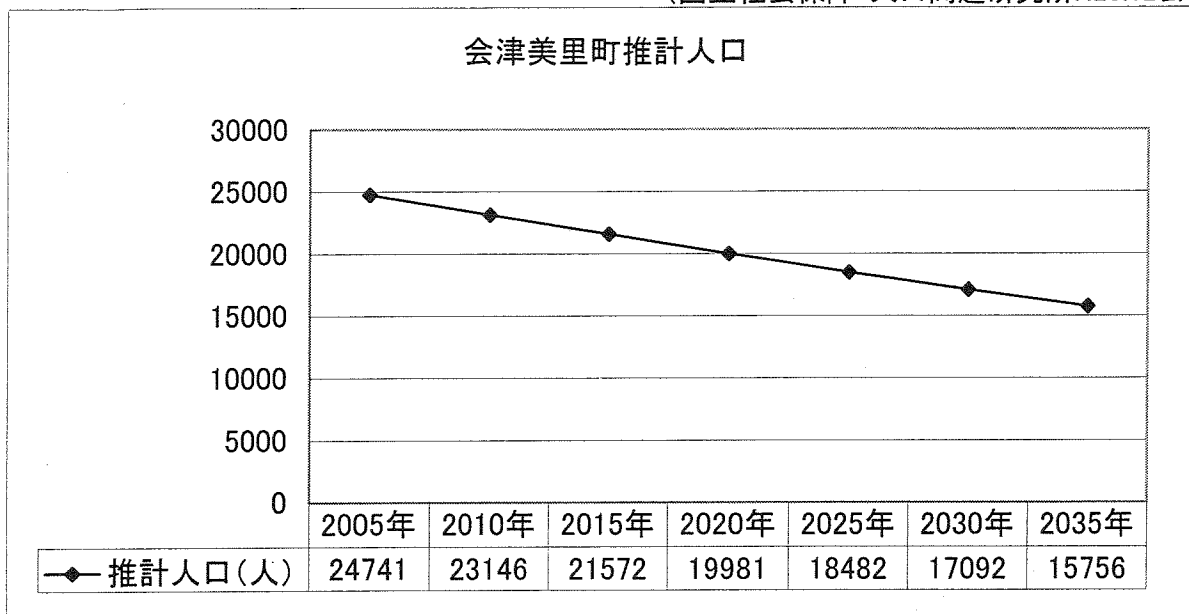
2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、標準財政規模に応じて早期健全化基準が異なります。

(単位:%)

(2)資金不足比率

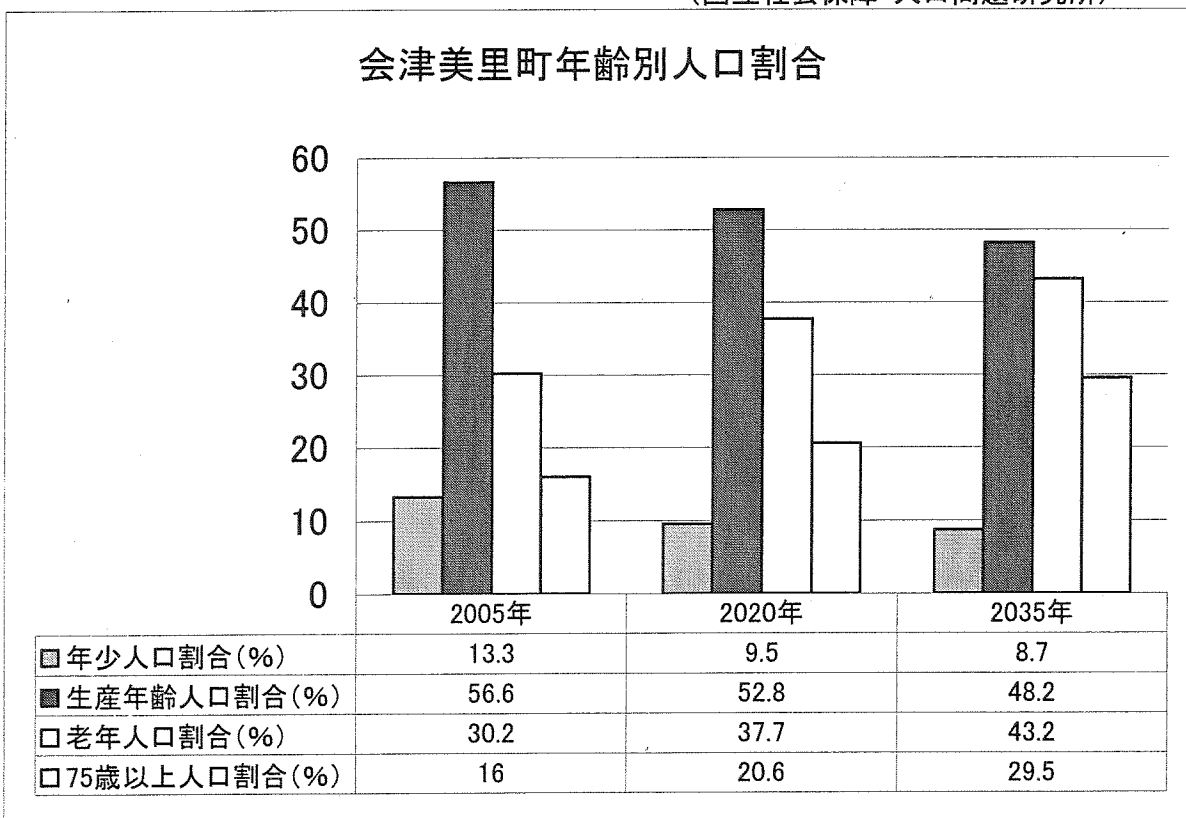
団体名	事業名	特別会計名	資金不足比率 (経営健全化基準 20%)		
			比率	前年度比率	増減率
相馬方部衛生組合	病院	公立相馬総合病院事業会計	14.1	15.6	▲ 1.5

(国立社会保障・人口問題研究所H20.12公表)



(参考) 平成22年1月1日 現住人口 23,168人(男:11,017人、女:12,151人)

(国立社会保障・人口問題研究所)



(参考) 平成22年1月1日現在

区分	人数	構成比	傾向
年少人口(0~14歳)	2804人	12.1%	→
生産年齢人口(15~64歳)	13,009人	56.2%	→
老年人口(65歳以上)	7,355人	31.7%	→
75歳以上人口	4,376人	18.9%	→

会津美里町財政指標について

(1) 決算状況

(単位：千円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	経常収支 (歳入歳出差引) (A) - (B) (C)		翌年度に繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (C) - (D) (E)		単年度収支 (F)	財政調整基金 積立金 (G)	繰上償還金 (H)	積立金額 取崩し額 (I)	実質単年度 収支 (F) + (G) + (H) - (I) (J)
平成20年度	11,687,099	10,600,363	1,086,736	890,513	196,223	7,412	9,815	32,249				49,476
平成19年度	10,623,603	10,404,602	219,001	30,190	188,811	32,528	89,905	21				122,454
平成18年度	11,519,270	11,346,272	172,998	16,715	156,283	55,259	101,471					156,730
平成17年度	13,972,679	13,866,760	105,919	4,895	101,024	101,024	263				103,296	△2,009

(単位：%)

区 分	標準財政規模	財政力指数	経常収支比率	公債費比率	準公債費比率	起債制限比率	実質収支比率
平成20年度	7,577,453	0.29	85.5	10.0	12.9	9.8	2.6
平成19年度	7,201,374	0.28	87.9	11.4	13.4	10.5	2.8
平成18年度	7,291,244	0.26	88.2	12.2	13.6	10.6	2.3
平成17年度	7,281,038	0.24	88.4	13.1	18.7	10.1	1.5

(2) 健全化判断比率及び資金不足比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字 比率	実質公債費比率		将来負担比率	資金不足比率
			3カ年平均	単年度		
平成20年度	- (13.87)	- (18.87)	15.4 (25.00)	15.22876 (25.00)	139.2 (350.00)	- (20.00)
平成19年度	- (13.98)	- (18.98)	16.8 (25.00)	15.5112 (25.00)	158.6 (350.00)	- (20.00)
平成18年度	- -	- -	17.5 -	15.5882 -	- -	- -
平成17年度	- -	- -	17.8 -	19.3775 -	- -	- -

※早期健全化基準を括弧内に記載。

財政用語ミニ解説

用語	見方	算式
形式収支	<p>普通会計の決算収支を表示する一形式であり、歳入決算総額から歳出総額を単純に差し引いた歳入歳出差引額である。</p> <p>これは、出納閉鎖期日現在における当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額すなわち現金尻を表示するものである。</p>	$\text{歳入} - \text{歳出}$
実質収支	<p>形式収支から翌年度へ繰越すべき財源を控除した決算額をいい、形式収支に発生主義的要素を加味した指標である。また前年度以前から収支の累積でもあり、一般的に標準財政規模の3～5%程度が望ましいとされている。</p>	$(\text{歳入} - \text{歳出}) - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$
単年度収支	<p>当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額であり、当該年度に新たに生じた剰余額またはその逆を把握するための指標である。</p>	$\text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支}$
実質単年度収支	<p>単年度収支の中には実質的な黒字要素（財政調整基金積立、地方債繰上償還）や赤字要素（財政調整基金取崩）が含まれているため、これらを控除した指標である。</p>	$\text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額}$
標準財政規模	<p>当該団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行うための標準的な一般財源の規模を示した額。</p> <p>(※19年度決算より臨時財政対策債発行可能額を含む。)</p>	$\left[(\text{基準財政収入額} - \text{各種譲与税} - \text{児童手当特例交付金} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 / 75 + \text{各種譲与税} + \text{児童手当特例交付金} + \text{交通安全対策特別交付金} \right] + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$
財政力指数	<p>当該年度の財政力を表す指標。</p> <p>基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該年度を含む過去3ヶ年の平均値をいう。財政力指数が「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。</p>	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の3ヶ年平均}$

用語	見方	算式						
経常収支比率	<p>財政構造の弾力性を表す比率。</p> <p>人件費、扶助費、公債費等の経常経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる経常一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示す。</p>	$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源}} \times 100 (\%)$ <p>(経常一般財源には、平成13年度から減税補てん債及び臨時財政対策債の発行額を含む)</p>						
起債制限比率	<p>地方債の発行を制限するための指標。</p> <p>財政の健全性を確保するため公債費負担が著しく高い団体については、地方債の発行制限されている。現在制限ラインは20%とされている。(一部の地方債は30%)</p>	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 元利償還金のうち特財充当分、繰上償還分及び公営企業債償還分を除いた一般財源等 </td> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費 </td> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;"> $\frac{\text{標準財政規模}}{\text{災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費}} \times 100 (\%) \text{ の3ヶ年平均値}$ </td> </tr> </table>	元利償還金のうち特財充当分、繰上償還分及び公営企業債償還分を除いた一般財源等	災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	$\frac{\text{標準財政規模}}{\text{災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費}} \times 100 (\%) \text{ の3ヶ年平均値}$		
元利償還金のうち特財充当分、繰上償還分及び公営企業債償還分を除いた一般財源等	災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費						
$\frac{\text{標準財政規模}}{\text{災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費}} \times 100 (\%) \text{ の3ヶ年平均値}$								
実質赤字比率	<p>財政運営の悪化の度合いを表す指標</p> <p>地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額(歳出に対する歳入の不足額)の市町村の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」に対する比率。</p> <p>早期健全化基準: 11.25~15%</p> <p>財政再生基準: 20%</p>	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$						

用語	見方	算式
連結実質赤字比率	<p>市町村のすべての会計の赤字額と黒字額を合算し、赤字の程度を指標化し、全体としての財政運営の悪化の度合いを表す指標。</p> <p>公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。</p> <p>早期健全化基準：16.25～20% 財政再生基準：40%</p>	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$ <p>(%)</p>
実質公債費比率	<p>地方税や普通交付税のように用途が特定されておらず、自治体に毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものに充当されたものの割合。</p> <p>この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際し知事の許可が必要となり、25%以上の団体（早期健全化基準以上の団体）は一部の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体（財政再生基準以上の団体）は災害関係を除く一般公共事業債などの補助事業に関する起債も制限される。</p>	$\frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100$ <p>(%) の 3ヶ年平均値</p> <p>A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く） B：地方債の元利償還金に準ずるもの C：元利償還金等に充てられる特定財源 D：普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金等 E：標準財政規模</p>

用語	見方	算式
将来負担比率	<p>一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表す指標。</p> <p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。</p> <p>早期健全化基準：350%</p>	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 (\%)$
資金不足比率	<p>一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表す指標。</p> <p>公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。</p> <p>経営健全化基準：20%</p>	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 (\%)$